

投資信託説明書  
(交付目論見書)使用開始日  
2025年9月23日

# 野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA)2050

## 愛称：未来時計DC・つみたてNISA2050

追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

**野村アセットマネジメント株式会社**

■ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

&lt;照会先&gt; 野村アセットマネジメント株式会社

- サポートダイヤル  
**0120-753104** 〈受付時間〉 営業日の午前9時～午後5時
- ホームページ  
<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

**野村信託銀行株式会社**

| 商品分類    |        |               |         | 属性区分                 |      |                  |               |       |               |
|---------|--------|---------------|---------|----------------------|------|------------------|---------------|-------|---------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 補足分類    | 投資対象資産               | 決算頻度 | 投資対象地域           | 投資形態          | 為替ヘッジ | 対象インデックス      |
| 追加型     | 内外     | 資産複合          | インデックス型 | その他資産 <sup>(注)</sup> | 年1回  | グローバル<br>(日本を含む) | ファミリー<br>ファンド | なし    | その他<br>(合成指数) |

(注) (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、不動産投信) 資産配分変更型))

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

#### <委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2025年8月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：66兆6011億円（2025年7月31日現在）

この目論見書により行なう野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）2050の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年9月22日に関東財務局長に提出しており、2025年9月23日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

## ■ ファンドの特色

### 主要投資対象

国内および外国（新興国を含む）の各債券、国内および外国（新興国を含む）の各株式、国内および外国の各不動産投資信託証券（REIT）を投資対象とする別に定める親投資信託証券※（マザーファンド）を主要投資対象とします。

※投資対象とする別に定める親投資信託証券とは「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」とします。

### 投資方針

- 2050年6月の決算日の翌日（第34計算期間開始日）をターゲットイヤー（安定運用開始時期）とし、ターゲットイヤーに近づくにしたがって、リスクを徐々に減らすことを基本とします。
- 投資を行なうマザーファンドは、原則として、金融指標の動きに連動する投資成果を目指すものとします。
  - ◆ 一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。また、基本投資割合の変更に際し、新たにマザーファンドを投資対象に追加する場合があります。
  - ◆ マザーファンドへの投資を通じて、金融指標の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

- ◆当初設定時に投資するマザーファンドは、以下の通りです。各マザーファンドは、各々以下の対象指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

| マザーファンド名                 | 主要投資対象                                | 対象指数  |
|--------------------------|---------------------------------------|---|
| 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド | わが国の公社債                               | NOMURA-BPI総合  |
| 外国債券マザーファンド              | 外国の公社債                                | FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）   |
| 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド     | 現地通貨建ての新興国の公社債                        | JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）<br>・JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified (USドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。 |
| 国内株式マザーファンド              | わが国の株式                                | 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)   |
| 外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド | 外国の株式                                 | MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）<br>・MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が円換算したものです。  |
| 新興国株式マザーファンド             | 新興国の株式（DR（預託証書）* <sup>1</sup> を含みます。） | MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）<br>・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。   |
| J-REITインデックス マザーファンド     | J-REIT* <sup>2</sup>                  | 東証REIT指数（配当込み）  |
| 海外REITインデックス マザーファンド     | 日本を除く世界各国の REIT* <sup>3</sup>         | S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）<br>・S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。  |

\* 1 Depositary Receipt (預託証書) の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

\* 2 わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

\* 3 世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

・各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等については、追加的記載事項をご覧ください。

- ファンドは、投資対象とする各マザーファンドが連動を目指す対象指数の月次リターンに、各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数をベンチマークとします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

- 当初設定以降、定期的に各マザーファンドへの基本投資割合を変更し、安定運用開始時期に近づくにしたがって、株式への実質投資割合を徐々に減らし債券への実質投資割合を徐々に増やすことで、リスクを徐々に減らすことを基本とします。

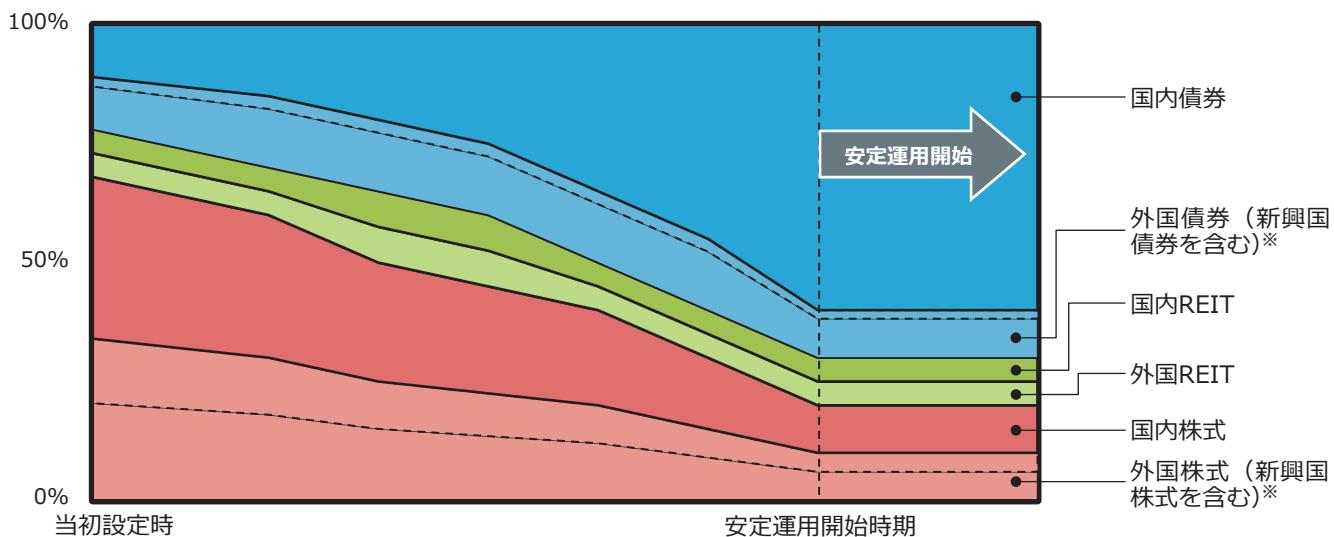
※定期的な基本投資割合の変更は、家計や市場の構造変化等を考慮し、原則年1回行なうことを基本とします。

- ◆ 当初設定時および安定運用開始時期以降のマザーファンドを通じた各資産への基本投資割合はそれぞれ以下を基本とします。

## ■ 基本投資割合 ■

|        |                          | 当初設定時 | 安定運用開始時期以降 | 2025年9月現在 |
|--------|--------------------------|-------|------------|-----------|
| 国内債券   | 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド | 11.0% | 60%        | 15.0%     |
| 外国債券   | 外国債券マザーファンド              | 9.0%  | 10%        | 11.1%     |
|        | 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド     | 2.0%  |            | 3.9%      |
| 国内株式   | 国内株式マザーファンド              | 34.0% | 10%        | 30.0%     |
| 外国株式   | 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド  | 20.4% | 10%        | 17.8%     |
|        | 新興国株式マザーファンド             | 13.6% |            | 12.2%     |
| 国内REIT | J-REITインデックス マザーファンド     | 5.0%  | 5%         | 5.0%      |
| 外国REIT | 海外REITインデックス マザーファンド     | 5.0%  | 5%         | 5.0%      |

## ■ 基本投資割合のイメージ図 ■



※新興国債券、新興国株式の割合は、各々外国債券、外国株式内に点線で示しています。

\*上記の図表は現時点で決定している基本投資割合をもとにしたイメージ図です。

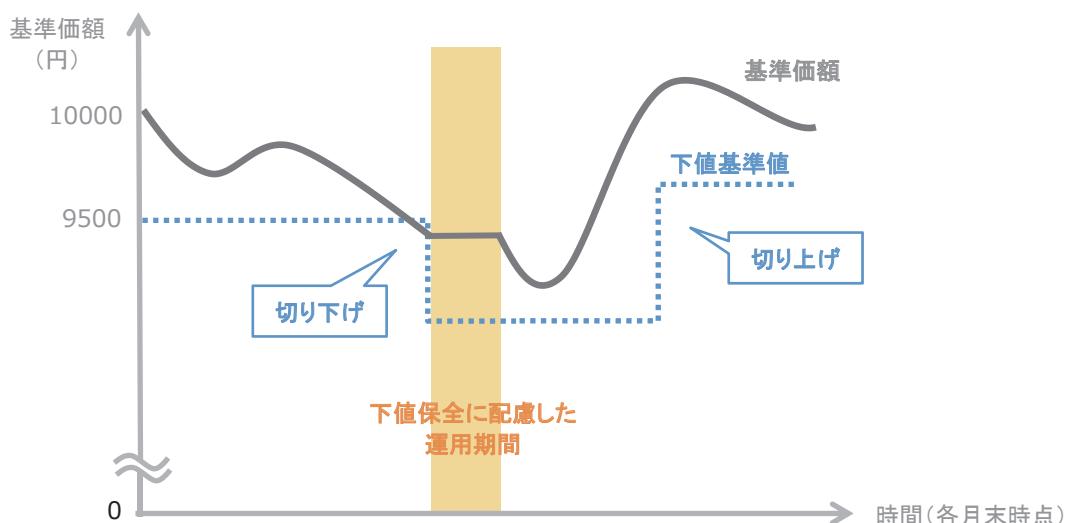
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



## ファンドの目的・特色

- 安定運用開始時期以降は、各月末時点において、基準価額が委託会社の定める下値基準値を下回る場合、一定期間、マザーファンドを通じて投資する各資産への実質的なエクスポートジャーを引き下げ※、短期有価証券等へ投資する運用（「下値保全に配慮した運用」といいます。）を行ないます。  
※各資産への実質的なエクスポートジャーをゼロに近づけることを基本とします。
- ◆ 下値保全に配慮した運用を行なうにあたっては、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的で国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等の売建てを行なう場合があります。
- ・ 委託会社の定める下値基準値は、当初、2050年6月の決算日の基準価額の95%程度とします。毎月末の基準価額を勘案して下値基準値を見直すことを基本とし、原則として、月末の基準価額が下値基準値を下回った場合には切り下げを行ない、月末の基準価額が直近の下値基準値改定時（一度も改定されていない場合は2050年6月の決算日）の基準価額を一定水準上回った場合には切り上げを行ないます。
- ・ 下値保全に配慮した運用に切り替えた場合の、下値保全に配慮した運用を行なう一定期間は、3ヵ月程度を基本とします。なお、当該期間は、市況動向等により見直される場合があります。
- ・ 下値保全に配慮した運用期間終了後は、安定運用期における基本投資割合となるよう、各資産への実質的なエクスポートジャーを引き上げます。

### ■ 基準価額と下値保全に配慮した運用（イメージ図） ■



(2050年6月の決算日の基準価額=10000円とした場合)

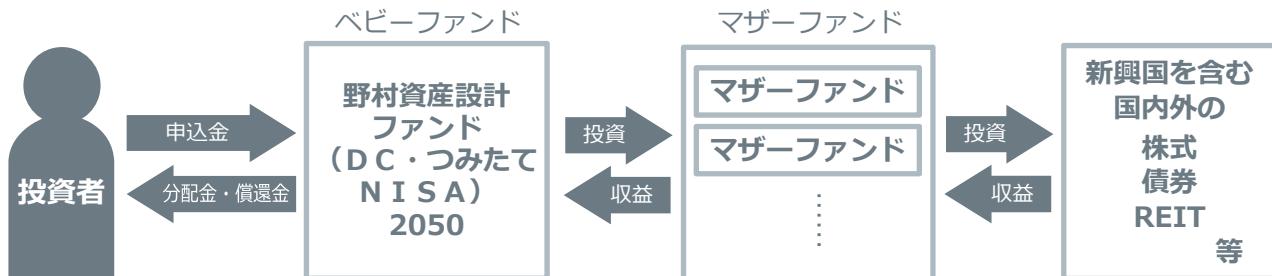
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、2050年6月の決算日の翌日以降、下値保全に配慮した運用を行なう場合においては為替ヘッジを行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



## 主な投資制限

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 株式への投資割合    | 株式への実質投資割合には制限を設けません。    |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 |
| デリバティブの利用   | デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。  |

## 分配の方針

原則、毎年6月22日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けていますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

|                  |   |
|------------------|---|
| 株価変動リスク          | ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。  |
| REITの<br>価格変動リスク | REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。   |
| 債券価格変動リスク        | 債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますのでこれらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。                            |
| 為替変動リスク          | ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。 |

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額とファンドのベンチマークである合成指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。なお、下値保全に配慮した運用期間中は、ファンドの基準価額は合成指数に連動しません。



# 投資リスク

- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 安定運用開始時期以降の運用においては、基準価額が委託会社の定める下値基準値を下回る場合、一定期間、下値保全に配慮した運用への切り替えを行なうことで、基準価額の大幅な下落を回避することを目指しますが、必ずしもある一定水準の基準価額が保全されることを示唆するものではありません。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。  
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があつた場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なつた場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



# 投資リスク

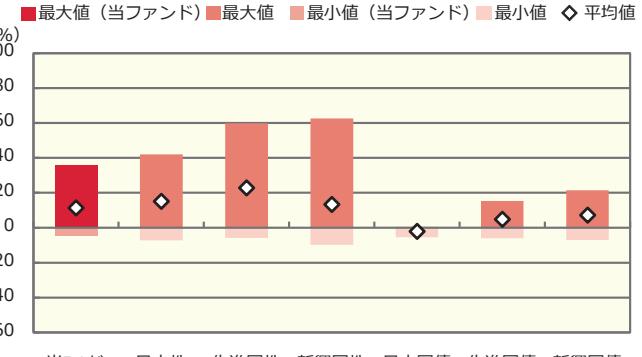
## ■ リスクの定量的比較 (2020年8月末～2025年7月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2020年8月 2021年7月 2022年7月 2023年7月 2024年7月 2025年7月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

|         | 当ファンド       | 日本株   | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|---------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | <b>35.8</b> | 42.1  | 59.8  | 62.7  | 0.6   | 15.3  | 21.5  |
| 最小値 (%) | △ 4.8       | △ 7.1 | △ 5.8 | △ 9.7 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 7.0 |
| 平均値 (%) | <b>11.4</b> | 15.2  | 22.9  | 13.4  | △ 2.1 | 4.8   | 7.3   |

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年8月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### <代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

### ■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）…配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利一ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）…MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）…FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要な国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や段階を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国のJP Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に運動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。

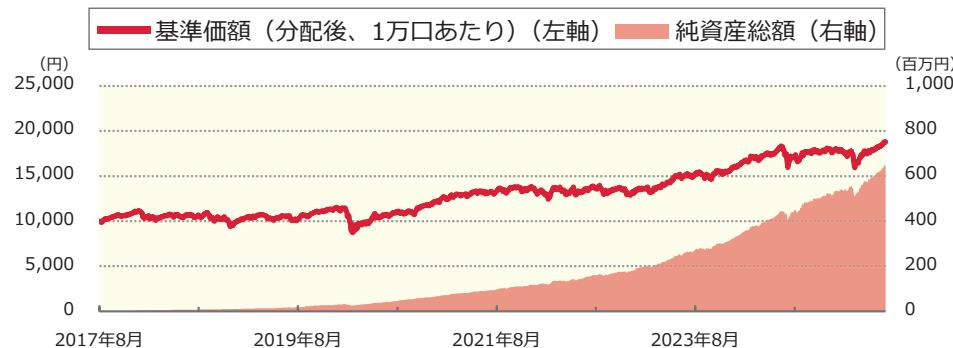
JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）



# 運用実績 (2025年7月31日現在)

## ■ 基準価額・純資産の推移 (日次: 設定来)



## ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

|         |      |
|---------|------|
| 2025年6月 | 5 円  |
| 2024年6月 | 5 円  |
| 2023年6月 | 5 円  |
| 2022年6月 | 5 円  |
| 2021年6月 | 5 円  |
| 設定来累計   | 40 円 |

## ■ 主要な資産の状況

### 銘柄別投資比率 (上位)

| 順位 | 銘柄                      | 投資比率(%) |
|----|-------------------------|---------|
| 1  | 国内株式マザーファンド             | 30.0    |
| 2  | 外国株式MSCI-KOKUSAIMザーファンド | 18.2    |
| 3  | 国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド | 14.4    |
| 4  | 新興国株式マザーファンド            | 12.5    |
| 5  | 外国債券マザーファンド             | 10.9    |
| 6  | J-REITインデックスマザーファンド     | 5.1     |
| 7  | 海外REITインデックスマザーファンド     | 5.0     |
| 8  | 新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド    | 3.9     |

### 実質的な銘柄別投資比率 (上位)

・「国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド」を通じての投資銘柄

| 順位 | 銘柄                | 種類   | 投資比率 (%) |
|----|-------------------|------|----------|
| 1  | 国庫債券 利付(2年)第464回  | 国債証券 | 0.4      |
| 2  | 国庫債券 利付(10年)第371回 | 国債証券 | 0.3      |
| 3  | 国庫債券 利付(10年)第370回 | 国債証券 | 0.3      |
| 4  | 国庫債券 利付(5年)第157回  | 国債証券 | 0.2      |
| 5  | 国庫債券 利付(5年)第163回  | 国債証券 | 0.2      |

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

| 順位 | 銘柄              | 種類   | 投資比率 (%) |
|----|-----------------|------|----------|
| 1  | FRANCE(GOVT OF) | 国債証券 | 0.1      |
| 2  | US TREASURY N/B | 国債証券 | 0.1      |
| 3  | US TREASURY N/B | 国債証券 | 0.1      |
| 4  | US TREASURY N/B | 国債証券 | 0.1      |
| 5  | US TREASURY N/B | 国債証券 | 0.1      |

・「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」を通じての投資銘柄

| 順位 | 銘柄                       | 種類   | 投資比率 (%) |
|----|--------------------------|------|----------|
| 1  | NOTA DO TESOURO NACIONAL | 国債証券 | 0.0      |
| 2  | LETRA TESOURO NACIONAL   | 国債証券 | 0.0      |
| 3  | MEX BONOS DESARR FIX RT  | 国債証券 | 0.0      |
| 4  | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 国債証券 | 0.0      |
| 5  | MALAYSIAN GOVERNMENT     | 国債証券 | 0.0      |



# 運用実績 (2025年7月31日現在)

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

| 順位 | 銘柄                | 業種    | 投資比率 (%) |
|----|-------------------|-------|----------|
| 1  | トヨタ自動車            | 輸送用機器 | 1.0      |
| 2  | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業   | 0.9      |
| 3  | ソニーグループ           | 電気機器  | 0.9      |
| 4  | 日立製作所             | 電気機器  | 0.9      |
| 5  | 任天堂               | その他製品 | 0.6      |

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

| 順位 | 銘柄                         | 業種                   | 投資比率 (%) |
|----|----------------------------|----------------------|----------|
| 1  | NVIDIA CORP                | 半導体・半導体製造装置          | 1.1      |
| 2  | MICROSOFT CORP             | ソフトウェア               | 0.9      |
| 3  | APPLE INC                  | コンピュータ・周辺機器          | 0.8      |
| 4  | AMAZON.COM INC             | 大規模小売り               | 0.5      |
| 5  | META PLATFORMS INC-CLASS A | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 0.4      |

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

| 順位 | 銘柄                             | 業種                   | 投資比率 (%) |
|----|--------------------------------|----------------------|----------|
| 1  | TAIWAN SEMICONDUCTOR           | 半導体・半導体製造装置          | 1.3      |
| 2  | TENCENT HOLDINGS LTD           | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 0.6      |
| 3  | ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF | —                    | 0.4      |
| 4  | ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED  | 大規模小売り               | 0.3      |
| 5  | SAMSUNG ELECTRONICS            | コンピュータ・周辺機器          | 0.3      |

・「J-REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

| 順位 | 銘柄                     | 種類   | 投資比率 (%) |
|----|------------------------|------|----------|
| 1  | 日本ビルファンド投資法人 投資証券      | 投資証券 | 0.4      |
| 2  | ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券  | 投資証券 | 0.3      |
| 3  | 日本都市ファンド投資法人 投資証券      | 投資証券 | 0.3      |
| 4  | 野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券 | 投資証券 | 0.2      |
| 5  | KDX不動産投資法人 投資証券        | 投資証券 | 0.2      |

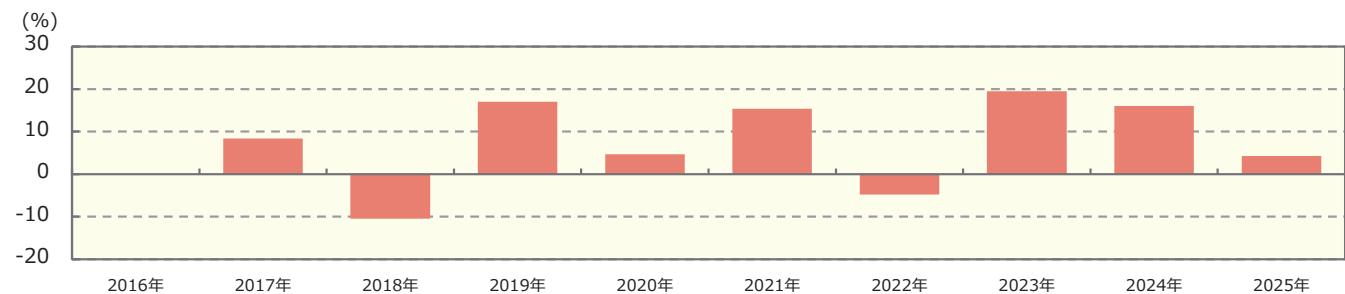
・「海外REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

| 順位 | 銘柄                       | 種類   | 投資比率 (%) |
|----|--------------------------|------|----------|
| 1  | WELLTOWER INC            | 投資証券 | 0.4      |
| 2  | PROLOGIS INC             | 投資証券 | 0.3      |
| 3  | EQUINIX INC              | 投資証券 | 0.3      |
| 4  | DIGITAL REALTY TRUST INC | 投資証券 | 0.2      |
| 5  | REALTY INCOME CORP       | 投資証券 | 0.2      |



# 運用実績 (2025年7月31日現在)

## ■ 年間收益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドは合成指数をベンチマークとしていますが、年1回基本投資割合を変更するため、暦年ベースで收益率を表示した場合、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマークは掲載しておりません。
- ・2017年は設定日（2017年8月31日）から年末までの收益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

|      |  |
|------|--|
| 購入単位 | 1円以上1円単位（当初元本1口=1円）                            |
| 購入価額 | 購入申込日の翌営業日の基準価額<br>(ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。) |
| 購入代金 | 原則、購入申込日の翌々営業日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。          |

|      |  |
|------|--|
| 換金単位 | 1口単位                                     |
| 換金価額 | 換金申込日の翌営業日の基準価額                          |
| 換金代金 | 原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 申込締切時間            | 原則、午後3時30分までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。<br>(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)        |
| 購入の申込期間           | 2025年9月23日から2026年9月17日まで<br>*申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                          |
| 換金制限              | 大口換金には制限を設ける場合があります。  |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。 |

|         |   |
|---------|---|
| 信託期間    | 2075年6月24日まで（2017年8月31日設定）  |
| 繰上償還    | 受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。   |
| 決算日     | 原則、毎年6月22日（休業日の場合は翌営業日）   |
| 収益分配    | 年1回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）  |
| 信託金の限度額 | 2兆円   |
| 公告      | 原則、 <a href="https://www.nomura-am.co.jp/">https://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。  |
| 運用報告書   | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。  |
| 課税関係    | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>配当控除の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>ファンドは、NISAの「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。<br>詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>*上記は2025年7月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。 |

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |  |                      |  |                                      |                            |  |  |
|---------------------|--|----------------------|--|--------------------------------------|----------------------------|--|--|
| 購入時手数料              |  | ありません                |  |                                      |                            |  |  |
| 信託財産留保額             |  | ありません                |  |                                      |                            |  |  |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |  |                      |  |                                      |                            |  |  |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。<br>ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。<br>信託報酬率の配分は下記の通りとします。  |                      |  |                                      |                            |  |  |
|                     | 計算期間   |                      | 1期～33期<br>(設定日～2050年決算日)   | 34期以降<br>(2050年決算日翌日以降)              |                            |  |  |
|                     | 信託報酬率  |                      | 年0.462%<br><small>(税抜年0.42%)</small>   | 年0.418%<br><small>(税抜年0.38%)</small> |                            |  |  |
|                     | 支払先の配分の内容<br><small>(税抜)</small>   | 委託会社<br>販売会社<br>受託会社 | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等<br>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等<br>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 | 年0.19%<br>年0.19%<br>年0.04%           | 年0.17%<br>年0.17%<br>年0.04% |  |  |
| その他の費用・手数料          | その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。<br>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料<br>・外貨建資産の保管等に要する費用<br>・有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用<br>・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用<br>・ファンドに関する租税<br>等 |                      |  |                                      |                            |  |  |



# 手続・手数料等

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期               | 項目                   | 税金   |
|------------------|----------------------|--|
| 分配時              | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金（解約）時及び<br>償還時 | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

\* 上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

\* 受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

## （参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

|      | 総経費率（①+②） | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|------|-----------|------------|-----------|
| ファンド | 0.48      | 0.46       | 0.02      |

（2024年6月25日～2025年6月23日）

\* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

\* 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

\* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

\* 各比率は、年率換算した値です。

\* マザーファンドが支払った費用を含みます。

\* その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。

\* その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。

\* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

\* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。



# 追加的記載事項

## ●各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について

### ○NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

### ○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

### ○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド

本インデックスは、ジー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(以下、「インデックス・スポンサー」といいます。)に帰属します。インデックス・スポンサーは、本インデックスを参照する証券、金融関連商品又は取引（以下各々「商品」といいます。）を、贊助し、支持し、又はその他の方法で推奨するものではありません。本書に含まれる商品に関する情報は、その提供のみを目的としたものであり、商品の購入若しくは販売を目的とした募集・勧誘を行うものではありません。本インデックスの情報源及びこれに含まれるデータ若しくはその他の情報は信頼できると思われるのですが、インデックス・スポンサーはその完全性及び正確性を保証するものではありません。インデックス・スポンサーは、いかなる商品への投資の妥当性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、いかなる商品の管理、マーケティング又は取引に関して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスに関する追加の情報については、[www.morganmarkets.com](http://www.morganmarkets.com) をご覧ください。当情報の著作権は、ジー・ピー・モルガン・チーズ・アンド・カンパニーに帰属します。

### ○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）、東証REIT指数（配当込み）

配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）、東証REIT指数（配当込み）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）、東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）、東証REIT指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）、東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）、東証REIT指数（配当込み）の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

### ○MSCI-KOKUSAI指数、MSCIエマージング・マーケット・インデックス

MSCI-KOKUSAI指数、MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

### ○S&P先進国REIT指数

S&P先進国REIT指数はスタンダード＆プアーズ ファイナンシャル サービシーズ エル エル シーの所有する登録商標であり、野村アセットマネジメントに対して利用許諾が与えられています。スタンダード＆プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関する意思表明等を行なうものではありません。

# MEMO

(当ページは目論見書の内容ではございません。)

# MEMO

(当ページは目論見書の内容ではございません。)

